◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　令和６－９年度　横断道津田大橋下部Ｐ４工事（電子入札及び電子契約対象案件）

⑶　工事場所　徳島県徳島市津田海岸町地先

⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝125m、鋼管矢板基礎工（φ1,000、Ｌ＝48.5m）28本、躯体工１式、工事用道路（仮桟橋）１式

⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（任意着手方式）であり、発注者の示す余裕期間の最終日の翌日までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、配置予定技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場への資材等の搬入及び仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：工事の始期から1,142日間（工期末が、土・日及び祝日、年末年始等になる場合は、休日明けの翌営業日を工期末とする。）（発注者の示す余裕期間：契約締結日の翌日から令和７年２月13日まで）

また、低入札価格調査等により、上記の余裕期間内に契約締結とならなかった場合には、余裕期間の適用はなく、令和10年３月31日を工事完了期限とする。

⑹　工事の実施形態

１）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。

２）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

３）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

４）本工事は、技術資料の提出、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。

５）本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者に紙契約方式選択書を提出し紙方式（契約）に代えるものとする。

６）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

７）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

８）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。

９）本工事は、発注者が完全週休２日（土日）（現場閉所）に取り組むことを指定する「完全週休２日（土日）工事（発注者指定方式）」であり、月単位の週休２日（４週８休以上）の取得に要する費用については、各経費に補正係数を乗じて計上している。

なお、完全週休２日（土日祝）を達成した場合には、「完全週休２日（土日祝）達成証明書」を交付する。

10）本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事（発注者指定型（３次元データ貸与あり））である。

11）本工事は、土木工事標準積算基準書に定める特別調査（臨時調査）結果に基づく材料単価の提示を行う試行工事である。

12）本工事は、標準歩掛のない歩掛を見積りに必要な図面等に関する質問書の回答期限までに競争参加資格の有る者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。

13）本工事は作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて間接費の補正を行う試行工事である。

14）本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

15）本工事は、受注者が施工段階において、施工手順の工夫等、生産性向上（省人化等）に資する取り組み（以下「生産性向上チャレンジ」という。）の実施を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行工事である。

16）本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、新技術活用促進を図るため、施工者が原則１技術以上を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

17）本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。

18）本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加減点を行う工事である。

19）本工事は、施工の効率化やＩＣＴ活用等による生産性向上に関する技術提案を必須提案として求め、生産性向上の取組を評価する試行対象工事である。

20）本工事は、新技術を活用し、現場における効率性向上を２割以上達成した場合に、達成率に応じた効率性向上実績証明書の交付を行う試行工事である。

21）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

22）本工事は、申請期間中に特定の配置予定技術者が拘束されることを緩和するため、入札書の提出期限までに配置予定技術者の資格等に関する資料の提出を求め、配置予定技術者に対する要件が満足しているか審査を行う試行工事である。

なお、要件を満たしていない場合は、当該者の行った入札は無効とする。

23）本工事は、若手技術者等現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

24）本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ（基礎工）の全面的活用を図るため、受注者の提案及び協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理及び検査並びに工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について、３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（施工者希望Ⅱ型）の対象工事である。

25）ＩＣＴの全面的な活用を実施した場合は、ＩＣＴ活用証明書の交付を行う。なお、ＩＣＴの全面的な活用を行い、かつ当該ＩＣＴ技術の活用によって効率性が２割以上向上した場合、受注者は「ＩＣＴ活用証明書」か「効率性向上実績証明書」のどちらか一方を選択し、交付申請を行うものとする。

2　競争参加資格

次の⑴から⑿までの要件を全て満たす者（単体企業）又は⑴から⑿までの要件を全て満たす者により構成される特定建設共同企業体（「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年９月17日付け四国地方整備局長）に示すところにより、四国地方整備局長から「令和６－９年度　横断道津田大橋下部Ｐ４工事」に係る特定建設共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における令和５・６年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　四国地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。